

始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 5 新条例第48条の6第1項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第6条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間が平成16年4月1日以後に開始する場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律第6条の規定による改正前の消費税法第42条第1項、第4項、第6項又は第8項に規定する課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第54号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ケを次のように改める。

ケ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）

第11条第1号に規定する施設

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ケに規定する施設において看護職員の業務に従事した者に係る改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定の適用については、その者は、当該施設に従事した期間に相当する期間、同条例第7条第1号ケに規定する施設において看護職員の業務に従事したものとみなす。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第55号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）と社会福祉・医療事業団法（昭和59年法律第75号。以下「法」という。）第21条第3項」を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「法」という。）第12条第3項」に改める。

第3条第4項中「法第21条第2項」を「法第12条第2項」に改める。

第4条第2項第2号中「事業団」を「機構」に改める。

第21条中「法第21条第4項」を「法第12条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第56号

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、「（第5条において「と畜検査」という。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県緑資源公団事業特別徴収金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第57号

熊本県緑資源公団事業特別徴収金徴収条例等の一部を改正する条例